



高梁川水系 河川整備計画

変更
概要版

大臣管理区間

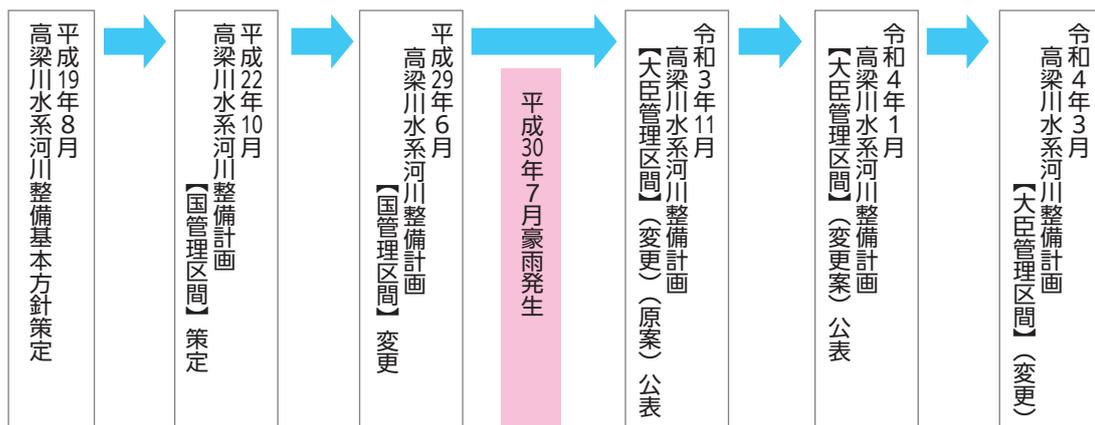


河川整備基本方針・河川整備計画の策定経緯

高梁川水系では平成 19 年 8 月に長期的な視野に立った河川整備の基本的な方針を決める「高梁川水系河川整備基本方針」を策定しています。これに基づき、高梁川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備の目標と整備内容を定めた「高梁川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成 22 年 10 月に策定しました。

その後、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震対策や平成 24 年 3 月に高梁川左岸の汐入川締め切り盛土が岡山県から移管されたことによる高潮堤防整備延伸などを受け、平成 29 年 6 月に「高梁川水系河川整備計画【国管理区間】」を変更しました。

この度、平成 30 年 7 月豪雨や気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化すること等を踏まえて、令和 4 年 3 月に「高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】」を変更（以下「変更河川整備計画」と記す）しました。



高梁川水系河川整備計画変更の要点

平成30年7月豪雨による甚大な人的被害及び社会経済的被害の発生、気候変動の影響による頻発化・激化する降雨状況を鑑み、高梁川水系における今後の治水対策の方向性を示す高梁川水系河川整備計画を変更します。

1 平成30年7月豪雨及び気候変動を踏まえた治水目標の変更と治水対策の推進 (再度災害防止と気候変動を踏まえた河川における対策)

平成30年7月豪雨は、高梁川としては戦後最大洪水であり、計画高水位を超過し、家屋の浸水被害や雨水出水(内水)被害が発生したことから、浸水被害の防止又は軽減のために本川の水位低下が必要です。また、気候変動による降雨量の増加等を踏まえた目標設定が必要です。

▶河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けた段階的な整備として、戦後最大洪水である平成30年7月豪雨や昭和47年7月豪雨、さらには気候変動後(2℃上昇時)に対応するための治水に関する目標を新たに設定します。

【主な内容】

- 洪水対策に関する整備
 - ・築堤
 - ・堤防補強(浸透対策)
 - ・河道掘削
 - ・堰改築
 - ・小田川合流点付替え



小田川の堤防決壊による浸水状況(平成30年7月豪雨)
位置：倉敷市真備町

2 防災減災に向けたさらなる取り組みの推進 (流域図全体で行う流域治水、ソフト対策)

近年の洪水による教訓や「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」等を踏まえ、河川整備のさらなる推進に加え、浸水リスクを考慮したまちづくりの推進、河川情報の提供やマイ・タイムライン等による防災教育等、流域のあらゆる関係者による取組を推進します。

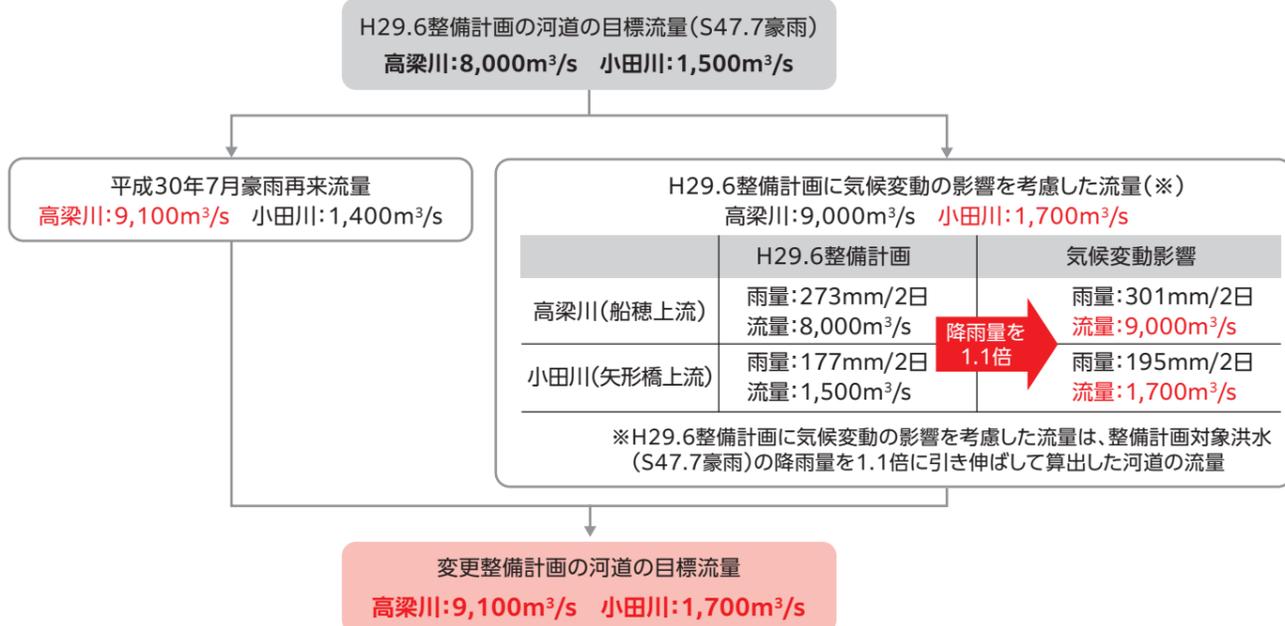
▶高梁川の特徴を踏まえたきめこまやかな情報提供や防災教育、減災対策を推進します。

【主な内容】

- 危機管理体制の構築・強化
 - ・高梁川水害タイムライン
 - ・防災教育の推進(マイ・タイムラインの普及)
 - ・既存ダムの洪水調節機能の強化
 - ・流域治水プロジェクトの推進



● 気候変動による影響を考慮した目標設定の考え方



計画の概要

● 河川整備計画の位置づけ

変更河川整備計画は、河川法の三つの目的である

- 1)洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2)河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3)河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第十六条の二に基づき、「高梁川水系河川整備基本方針」に沿って計画的に河川の整備を実施する区間について、河川の総合的な管理が確保できるよう、当面実施する河川工事事の目的、種類及び場所等の具体的事項を示す計画を定めるものです。

● 河川整備の基本理念

安心・安全な川づくり

高梁川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて段階的に整備を進めるものとし、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産、気候変動の影響等を考慮し、高梁川の治水安全度の向上を目指します。

川の恵みを分かち合う豊かな川づくり

様々な用途の水を与えてくれる高梁川の水利用の歴史や現状を踏まえ、関係機関や住民と協力し、生活・産業に必要な水の安定的な確保を目指します。

水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり

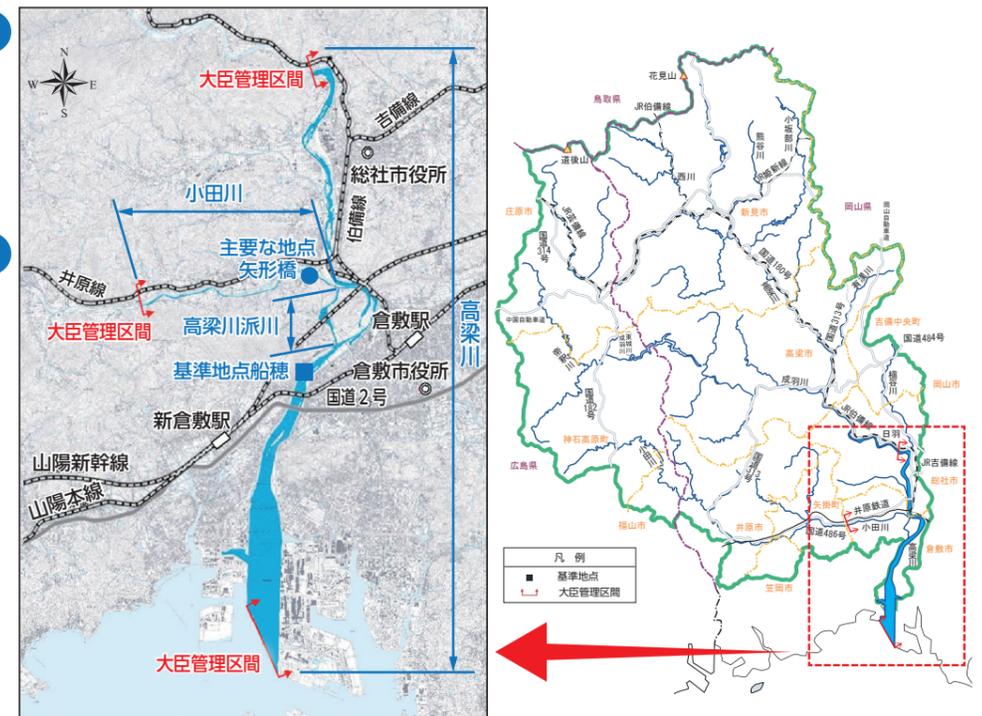
利用しやすい川づくりを進めるとともに、アユやタナゴ類を代表とする豊かな生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、未来に伝える川づくりを目指します。【変更河川整備計画 P54 参照】

● 計画対象区間

高梁川水系高梁川、小田川、高梁川派川のうちの大臣管理区間である36.4kmを対象とします。【変更河川整備計画 P55 参照】

● 計画対象期間

変更河川整備計画策定後から概ね30年間とします。【変更河川整備計画 P55 参照】



河川整備計画の計画対象区間

分類	河川名	区間		指定延長(km)
		上流端	下流端	
本川	高梁川	総社市大字穴粟字杖ノ元564番の1地先の豪漢泰橋	海に至る	26.5
支川	小田川	左岸:倉敷市真備町大字妹字市場3110番の2地先 右岸:同市同町同大字字猿掛3367番の1地先	高梁川への合流点	7.9
派川	高梁川派川	高梁川からの分派点	高梁川への合流点	2.0
	合計			36.4

高梁川水系の概要

● 高梁川水系の概要

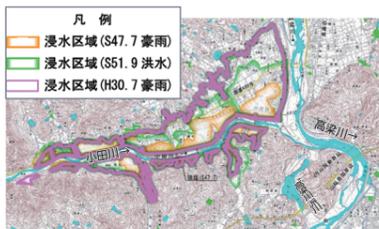
高梁川は、その源を岡山・鳥取県境の花見山(標高1,188m)に発し、小坂部川、成羽川、小田川等を合わせたのち、倉敷、玉島両平野を南下して、瀬戸内海の水島灘に注ぐ幹川流路延長111km、流域面積2,670km²の一級河川です。

その流域は岡山、広島両県にまたがり、倉敷市をはじめとする9市3町からなり、高梁川下流部には、岡山県第2の都市である倉敷市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。【変更河川整備計画 P1参照】

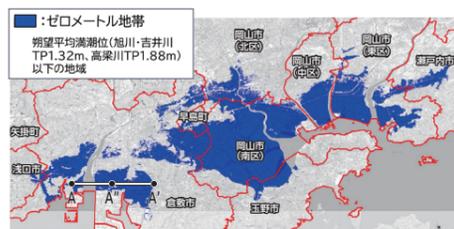
● 高梁川水系の特徴

現在の倉敷市街地をはじめとする下流平野部の多くは、干拓地によって形成された低平地で、洪水や高潮が堤防を越え居住地側へ流れ込むと、被害が拡大しやすい特性を持っています。

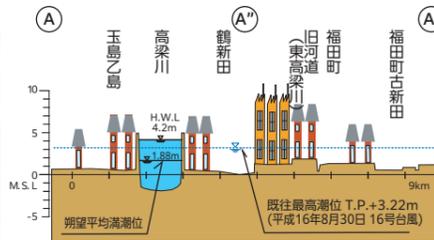
また、現在の小田川は、高梁川の河川水が小田川に回り込み、水の流が阻害され、小田川の水位が高くなる特性(背水影響(バックウォーター現象))を持っています。このため小田川下流部に位置する真備地区では、洪水時に居住地側の雨水を排水できず、過去何度も雨水出水(内水)被害を受けてきました。【変更河川整備計画 P19参照】



主要洪水の浸水区域図(倉敷市真備地区)



岡山平野のゼロメートル地帯

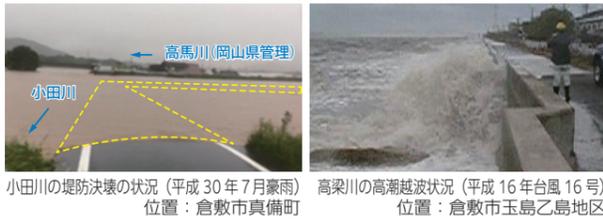


水面より低い市街地の状況

● 過去の水害

高梁川の本格的な改修工事の契機となった明治26年10月の大洪水、下流部で大きな被害を生じた昭和47年7月豪雨、小田川で大きな雨水出水(内水)氾濫を生じた昭和51年9月洪水等が知られているほか、近年では平成30年7月豪雨において浸水被害が発生しています。また、平成16年8月台風16号では高潮の被害を受け、既往最高潮位を記録しました。

【変更河川整備計画 P8参照】

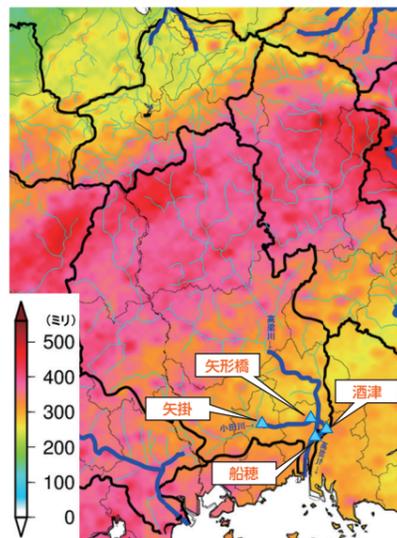


小田川の堤防決壊の状況(平成30年7月豪雨) 高梁川の高潮越波状況(平成16年台風16号)
位置: 倉敷市真備町 位置: 倉敷市玉島乙島地区

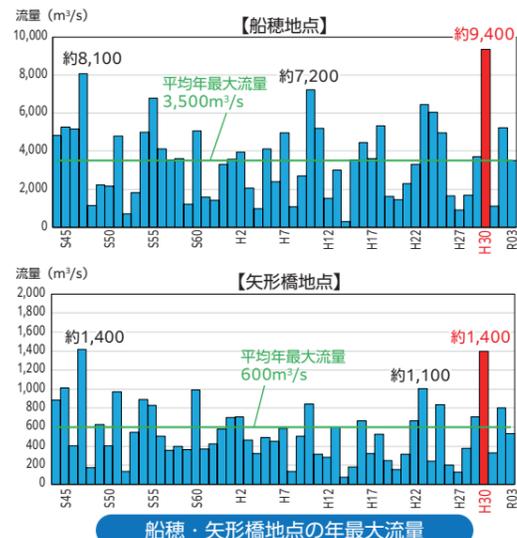
● 平成30年7月豪雨の概況

平成30年7月5日(木)から7日(土)にかけて、高梁川流域では非常に激しい雨が降り、多いところでは降り始めからの累加雨量が400mmを超えました。(船穂地点上流域平均雨量(2日雨量: 7月5日9時~7日9時)は356mm/2日であり観測史上最大を記録しました)

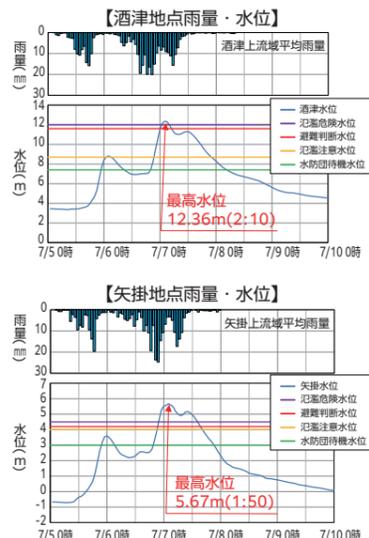
高梁川の大倉管理区間では、護岸損壊、漏水が発生したほか、無堤区間からの溢水により家屋浸水等が発生しました。小田川では、倉敷市真備町において小田川及び県管理支川の堤防が決壊し、大規模な浸水により甚大な被害が発生したほか、堤防の欠損等が多数発生しました。



雨量分布図 ※雨量分布図は広島地方気象台提供(7/5 0:00~7/9 9:00の降水量)



船穂・矢形橋地点の年最大流量 ※グラフの流量は、ダムによる洪水調節や河道からの氾濫がなかった場合に、河道に流出するとした計算流量



酒津・矢掛地点の雨量・水位

河川整備の実施に関する事項

● 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■ 整備の目標

本計画に定める河川整備目標は、資産の集積度や気候変動による降雨量の増加及び再度災害防止の観点等を踏まえて設定し、本計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大洪水(高梁川:平成30年7月豪雨、小田川:昭和47年7月豪雨)が再び発生しても、洪水被害の防止又は軽減ができるようになります。さらに、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成29年6月に変更した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できます。

また、高潮に対しては、平成16年台風16号が再び発生しても、高潮による被害の防止ができるようになります。

高梁川の整備目標流量は、基準地点船穂において9,400m³/sとし、流域内の既設洪水調節施設により300m³/sを調節し、基準地点船穂において河道の目標流量を9,100m³/sとします。小田川の整備目標流量は、主要な地点矢形橋において1,700m³/sとします。

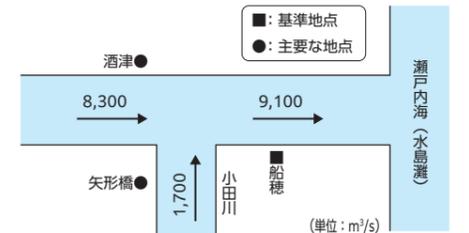
さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進することにより、整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても人命・資産・社会経済の被害軽減を目指します。

【変更河川整備計画 P57参照】

1. 高梁川下流地区(河口~酒津地先)

平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、平成16年台風16号に伴う高潮が再び発生しても浸水被害を防止することが可能となります。

大規模地震への対応については、河川管理施設の耐震性能の照査結果を踏まえ、必要に応じて耐震対策を実施します。



河道の目標流量図

2. 高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先)

平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止又は軽減することが可能となります。

3. 高梁川上流地区(湛井地先~大臣管理区間上流端)

平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止又は軽減することが可能となります。

4. 高梁川派川

小田川合流点の付替えにより、新たに河道となる高梁川派川においては、計画高水流量を計画高水位以下で流下させ外水による浸水被害を防止することが可能となります。

5. 小田川

昭和47年7月豪雨や平成30年7月豪雨が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、居住地側で過去何度も発生していた雨水出水(内水)による被害を軽減することが可能となります。

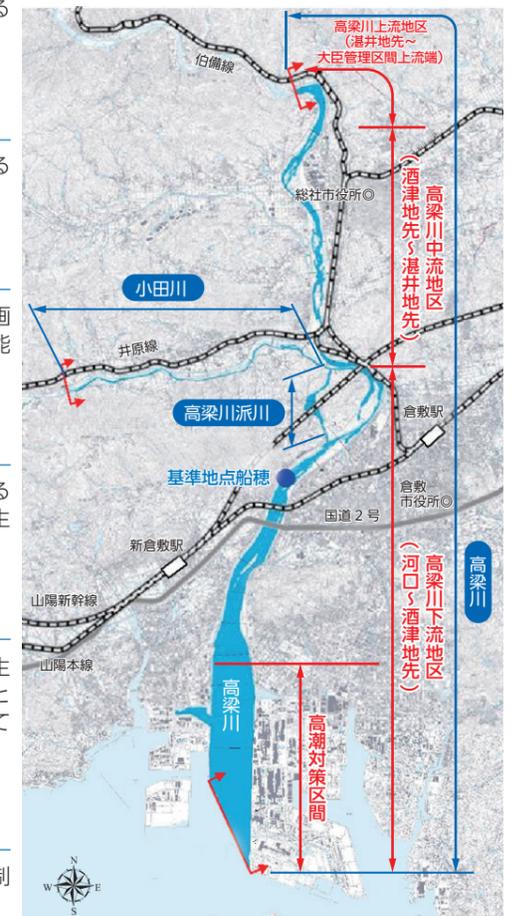
6. 施設能力を上回る洪水への対応

整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進していきます。

7. 広域防災対策

防災活動拠点の整備により、関係機関や地域住民と連携した広域的な支援体制の確立や総合的な被害軽減対策が可能となります。

【変更河川整備計画 P57参照】

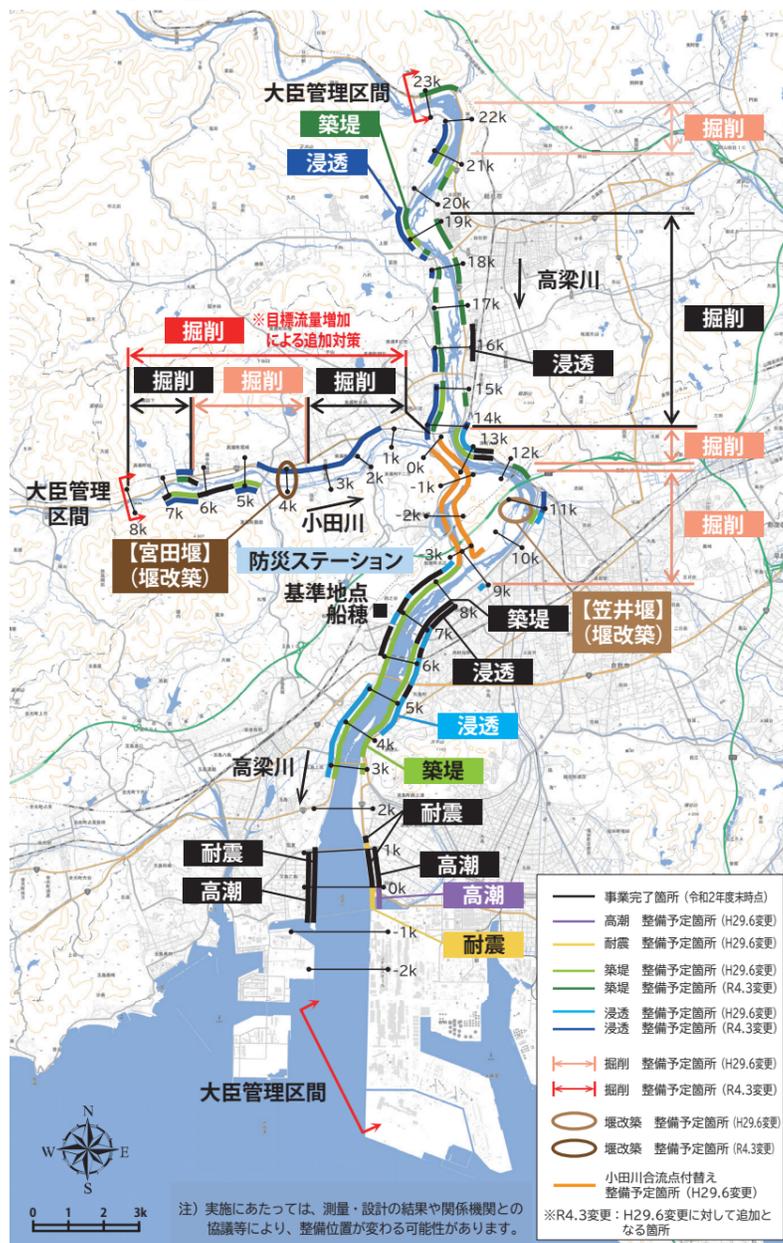


整備目標の地域区分

河川整備の実施に関する事項

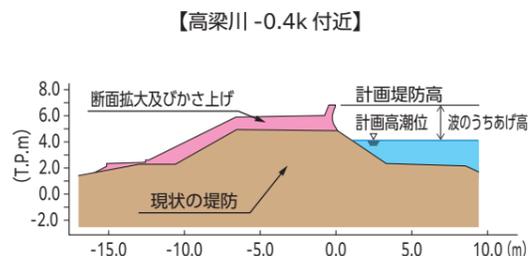
● 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■ 実施内容



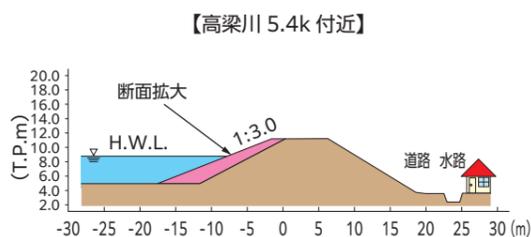
1. 高潮対策

高潮対策では、堤防の高さや断面が不足する区間について、築堤を実施します。
【変更河川整備計画 P67 参照】



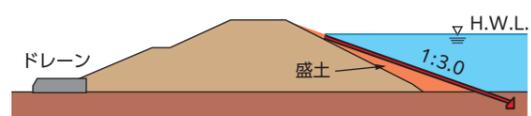
2. 築堤

本計画で目標とする流量に対し、堤防の高さや断面が不足している区間について、築堤を実施します。
【変更河川整備計画 P71 参照】



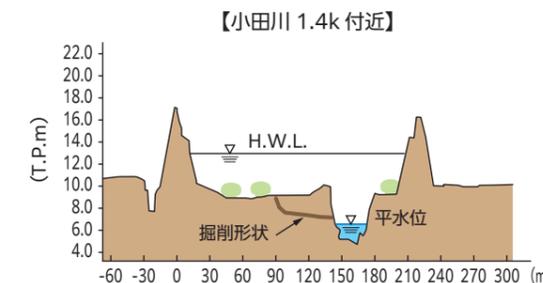
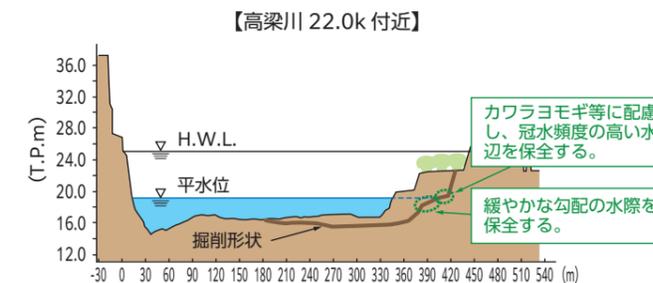
3. 堤防補強 (浸透対策)

浸透に対する安全性照査の結果により対策が必要となった区間について、堤防補強 (浸透対策) を実施します。
【変更河川整備計画 P76 参照】



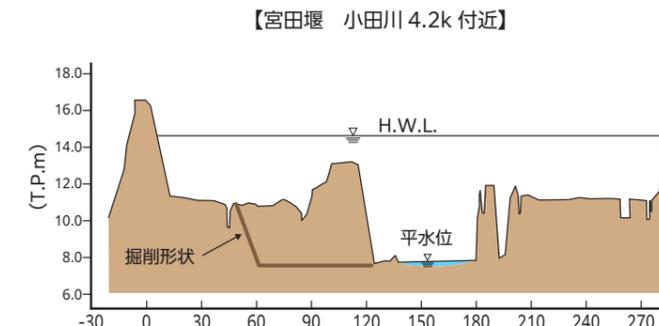
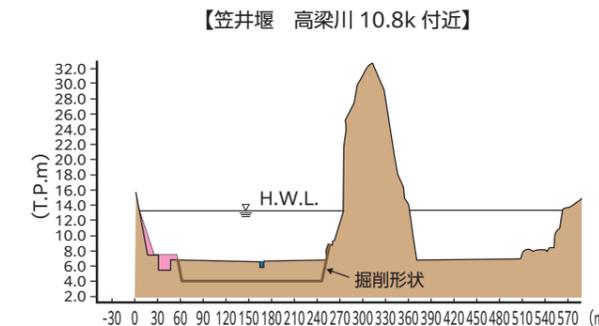
4. 河道掘削

河積が不足している区間について、河積確保のために河道掘削を行います。
【変更河川整備計画 P80 参照】



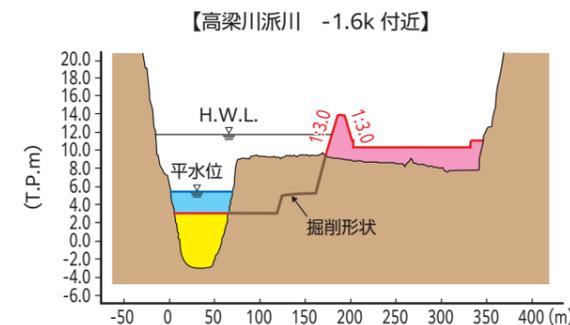
5. 堰改築

河積を阻害している堰について、改築を行います。
【変更河川整備計画 P85 参照】



6. 小田川合流点付替え

小田川の洪水を高梁川派川に流すことによって、高梁川及び小田川の水位を低下させるため、小田川の合流点を現状より約 4.6km 下流に付替えます。
【変更河川整備計画 P88 参照】



8. 広域防災対策 (河川防災ステーション)

河川情報の発信や排水ポンプ車等災害対策車両の整備、水防活動、避難活動等の防災活動拠点として、河川防災ステーションを整備します。
【変更河川整備計画 P91 参照】



施工区間		主な整備内容	河川整備計画対象期間 (概ね30年)
高梁川	下流地区 (河口~小田川新合流点)	築堤 (高潮堤)	→
		築堤・堤防補強 (浸透対策)	→
		耐震対策	→
	下流地区 (小田川新合流点~酒津地先)	築堤・堤防補強 (浸透対策)、河道掘削、笠井堰左岸堰改築、高水敷造成	→
	中流地区 (酒津地先~湛井地先)	築堤	→ 酒津・清音黒田
		築堤・堤防補強 (浸透対策)	→
	上流地区 (湛井地先~大臣管理区間上流端)	築堤、河道掘削	→ 穴栗
高梁川派川	小田川合流点付替え	→	
小田川		築堤、堤防補強 (浸透対策)	→
		河道掘削、宮田堰改築	→
広域防災対策			→

※上記の整備手順は、整備にあたっての基本的な考え方を示したものであり、洪水の発生状況、関連事業との調整状況や治水安全度の上下流のバランス等を踏まえて、変更する場合があります。

河川整備の実施に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

■ 整備の目標

水道用水、工業用水、農業用水等の取水といった利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要とする流量を下回らないよう、高梁川における適正な水利用を推進します。

目標とする流量は、小田川合流点付替え後、水利用の調整を含め、酒津地点で概ね 16m³/s とし、その確保に努めます。

【変更河川整備計画 P60 参照】

■ 実施内容

高梁川において、安定的、継続的な水利用を可能にするため、既存の「高梁川水系水利用協議会」において河川管理者と水利用者の間で河川情報及び水利用情報等を共有し、水利用の合理化を図る等により、目標とする流量の確保に努め河川の適正な利用に努めます。

渇水により地域住民の生活や社会活動、農業生産等への被害、自然環境への悪影響を与えるおそれがある場合は、既存の「高梁川水系水利用協議会」において、水利用に関する情報を関係機関と共有するとともに、節水意識の向上や水利用の調整に努めます。

【変更河川整備計画 P92 参照】

河川環境の整備と保全に関する事項

■ 整備の目標

1. 自然環境

小田川合流点付替え事業に伴う環境保全措置等を実施するとともに、魚道の改良や瀬・淵・ワンド・水際等の保全・創出を行うことで、回遊魚等の移動の連続性・産卵環境の確保を図ります。また、昭和 40 年代を目標としタナゴ類を含む多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進します。【変更河川整備計画 P61 参照】

2. 河川の空間利用

多くの人々から利用されている現在の状況を踏まえ、イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等、幅広い分野における利用の継続に寄与する川づくりを目指します。

【変更河川整備計画 P61 参照】

3. 河川景観

高梁川の酒津付近から上流の区間及び小田川については、河道内の樹木の再繁茂により、水辺や磯原の見える美しい河川景観を阻害することが懸念されることから、河川景観の保全・創出を図ります。【変更河川整備計画 P63 参照】

4. 水質

水道用水、工業用水、農業用水等の安全な取水や子供たちが安心して水遊びを楽しむことができるよう、環境基準を満足する現在の良好な水質の保全を図ります。

【変更河川整備計画 P63 参照】

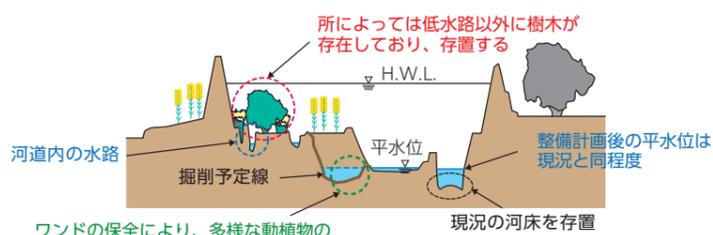
■ 実施内容

1. 自然環境の保全

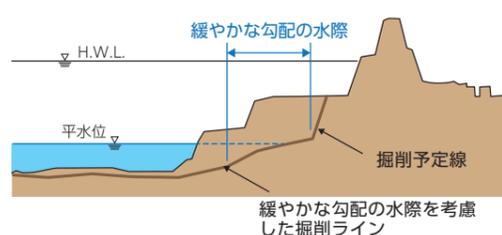
小田川合流点付替え事業にあたっては、水環境や動植物及び生態系への影響について、学識者等の助言を得て作成した調査計画に基づくモニタリング調査等によって把握しながら、慎重に工事を進めることとします。

高梁川・小田川の河川整備にあたり、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響が著しいことが予測も含めて明らかになった場合は、環境保全措置を行い、良好な河川環境の維持を図ります。また今後、タナゴ類を含む多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の改善を目標とした産卵場・生息場等の保全や、居住地側との連続性確保等の自然再生事業を推進します。

【変更河川整備計画 P93 参照】



ワンド保全のイメージ図



緩やかな勾配水際の保全のイメージ図

2. 魚類等の移動の連続性の確保

魚ののぼりやすい川とするため、横断工作物が与える魚類等の遡上や降下への影響を把握するとともに、必要に応じて堰の管理者や関係機関と調整を図って魚道を改良し、回遊魚等の移動環境の向上に取り組みます。

【変更河川整備計画 P94 参照】



魚道現況 (潮止堰：改良後)



魚道現況 (笠井堰)

3. 河川利用

河川空間の適正な利用と管理に努めるため、河川敷地の占有者に対する監督、自治体や地域住民と連携を進め、地域ニーズの把握、利用の円滑化に努め、環境教育等の活動の場となる河川空間の整備を実施します。

小田川では真備緊急治水対策プロジェクトとの連携により、真備地区の復興推進をはじめ、地域の活性化や魅力の向上を図るための「小田川かわまちづくり」を推進します。

【変更河川整備計画 P94 参照】



高梁川河川敷の占有による利用施設の整備状況 (公園)

4. 景観の保全

高梁川の良好な水辺景観の保全、維持のため、計画的な伐採を行い、樹木の再繁茂抑制を図ります。また、倉敷市の風致地区に指定されている酒津地区の自然景観の保全を図ります。

【変更河川整備計画 P95 参照】



伐採前



伐採後

高梁の樹木伐採による景観の変化

5. 水質の保全

関係機関、地域住民等との連携、調整を図り、多様な方策により高梁川の現状の良好な水質の保全に努め、「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し、水質に関する情報の共有を進めます。

【変更河川整備計画 P95 参照】



岡山三川水質汚濁防止連絡協議会の開催状況

河川整備の実施に関する事項

● 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

■ 維持管理の重点事項

高梁川水系の河川の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を①河道内樹木の管理、②堤防・護岸の維持管理、③構造物の維持管理と定め、維持管理の重点化、効率化を図ります。

1. 河道内樹木の管理

樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下や河川管理に支障とならないよう計画的な伐採を行い、樹木の再繁茂抑制を図ります。

採取希望者や高水敷の除草を前提とした占用を公募するなど地域との連携を推進するとともに、樹木伐採箇所の重機による踏み倒しによって樹木の再繁茂を抑制する方法や処理コストが比較的安価な幼木の段階で処理する方法など、樹木管理の方法を工夫することによる維持管理に要するコストの削減を目指します。

【変更河川整備計画 P97 参照】



マレットゴルフによる草の踏み倒し

2. 堤防・護岸の維持管理

高梁川、小田川の堤防は、築造年代が古いことから堤防の材料や構造に不明な要素が多く、崩落、形状変化の危険性が否めません。このような状況を踏まえ、平常時は、堤防及び護岸等の状態を把握するため河川巡視及び点検を行います。洪水時は、重要水防箇所の確認及び過去に堤防からの漏水対策を実施した箇所を継続監視し、堤防・護岸に破損等の異常が生じた場合には速やかに補修を行います。これらの巡視や点検の結果は「河川カルテ」として記録・保存し、データベース化することにより、経年的な変化や洪水前後の変化等の把握に努めます。【変更河川整備計画 P98 参照】

3. 構造物の維持管理（河川管理施設等）

高梁川には、堰、排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設が合計 31 箇所設置されています。これらは、設置後 30 年を超えるものが 9 割を越えるなど全体的に劣化、老朽化が進行しています。

堰・排水門・排水ポンプ場などの河川管理施設については、長寿命化を図り、定期的な点検・整備等により必要に応じて適切な補修を行い、施設の機能を維持します。

また、気候変動による短時間強雨の発生頻度の増加、大雨による降水量の増加、台風の激化による高潮の頻発化に伴う、水位の急激な上昇が発生することが想定されることから、緊急的な樋門等操作が必要となる箇所について、CCTV（監視カメラ）による監視や複数の操作方法等、管理の高度化を検討し、必要に応じて実施します。【変更河川整備計画 P98 参照】

■ 危機管理体制の構築・強化

1. 洪水予報、水防警報

気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ伝達を行い水害に対する種々の準備を促します。

個別の氾濫ブロックについて危険となるタイミングをタイムリーに把握できるよう、上流から下流にかけて連続的かつ左右岸別に時々刻々と変化する洪水の危険性を表示する「水害リスクライン」を運用するとともに、精度確保に努めます。【変更河川整備計画 P102 参照】



水害リスクライン

2. 河川管理施設の操作

洪水時において、雨量、河川の水位、流量等を的確に把握し、操作規則に基づき、排水機場等の河川管理施設の適正な操作を行います。【変更河川整備計画 P105 参照】

4. 水防活動への支援

自治体、関係機関、河川管理者からなる「高梁川水防連絡会」を定期的に開催し、水防体制の充実を図ります。雨水出水（内水）等による浸水被害の発生時には、排水ポンプ車等の出動支援を行います。

洪水、雨水出水（内水）、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、特定緊急水防活動を実施します。【変更河川整備計画 P105 参照】

3. 災害用資機材の備蓄・保管

洪水、地震、水質事故等による災害の拡大防止のため、災害用資機材を備蓄・保管します。

【変更河川整備計画 P105 参照】

5. 堤防の決壊時等の被害軽減対策

堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を図ります。

【変更河川整備計画 P106 参照】

6. 防災エキスパート等との連携

大規模災害時には、被害の拡大を防ぐために、河川管理施設の応急復旧方法等に関する豊富な経験とノウハウを持つ防災エキスパートや災害時協力会社等と連携して、被害の最小化を図れるように迅速な情報収集や防災活動を行います。【変更河川整備計画 P106 参照】

8. 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

浸水想定や水害リスク情報に基づき、避難困難者への対策として、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。【変更河川整備計画 P109 参照】

10. 防災教育の推進

自主防災組織の結成等、地域の自主的な取り組みを促すとともに、水防演習等においては、自治体や地域住民、学校及び企業等の参加を促し、平常時から防災意識の向上を図ります。また、「いつ」「何をするのか」を時系列で整理して自分自身の防災行動を定めるマイ・タイムラインの普及に取り組みます。

【変更河川整備計画 P110 参照】

12. 流域治水プロジェクトの推進

気候変動により増大する水災害リスクに対して、河川管理者として基幹となる河川整備を推進していきませんが、河川整備を完了させるには多大な時間が必要となります。また、河川整備が完了したとしても、それ以上の洪水が発生した場合には浸水被害が発生する可能性があります。そのため、河川管理者としては様々な水害リスク情報を提供することで、水害リスクを考慮したまちづくりや避難体制の構築など、流域内のあらゆる関係者と連携して取組を行い、地域の安全度向上を推し進めてまいります。【変更河川整備計画 P111 参照】

7. 洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ等の作成支援等

洪水浸水想定区域図は、河川改修の進捗、降雨等の外力の変更、洪水浸水想定区域内の地形の改変等に伴い、洪水浸水想定区域が大きく変化する場合は更新します。

洪水浸水想定区域の更新の際には、洪水ハザードマップの作成、普及への支援を引き続き行います。洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災計画検討等の取組への必要な支援を行います。

【変更河川整備計画 P106 参照】

9. 高梁川水害タイムライン

高梁川流域の関係機関（41 機関）の災害に対する役割や対応行動をとりまとめた防災行動計画（タイムライン）を運用し、課題等があれば改善が必要に応じて見直しを行うなど、関係機関と連携して防災対応強化に努めます。【変更河川整備計画 P109 参照】

11. 既存ダムの洪水調節機能の強化

利水ダムを含めた水系内の 20 ダムを対象に、河川管理者である国土交通省とダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有するもの）との間で締結した協定に基づき、事前放流を実施するなど、既存ダムの洪水調節機能の強化に取り組みます。

【変更河川整備計画 P110 参照】



流域治水のイメージ

河川整備の実施に関する事項

河川の維持の目的、種類及び施行の場所

13. 水質事故への対応

「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し、水質監視体制に関する連絡、調整及び水質に関する情報交換、水質事故訓練等を行い、迅速な対応ができる体制の充実を図ります。【変更河川整備計画 P112 参照】



岡山三川水質事故対策訓練

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

関係機関や関連計画、地域住民との連携等

管理者が異なる高潮堤防の整備、都市計画法に基づく必要な行為の規制・誘導等、河川周辺における都市計画事業の実施、景観に関する施策との調整、堤防兼用道路等の道路管理者との調整等、関係機関等との連携や調整を図ります。

地域と連携・協働した川づくりに向けて、地域住民への広報活動に努めるほか、清掃活動、空間利用による再繁茂抑制、河川サポーター、河川協力団体等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。【変更河川整備計画 P115 参照】

情報の共有化

ウェブサイトや岡山河川事務所事業概要を通じて、高梁川及び小田川に関する情報を広く共有するとともに、施設の見学会、説明会、出前講座等、住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民との双方向のコミュニケーションを推進します。【変更河川整備計画 P116 参照】

社会環境の変化への対応

高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、河川空間が果たすべき役割も新たな社会環境への対応が求められています。施設整備等のハード対策に加え、高梁川水系をとりまく社会、環境の変化に伴い生じる課題や住民のニーズに適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策にも努めます。【変更河川整備計画 P116 参照】

問い合わせ先



国土交通省中国地方整備局
岡山河川事務所

公式ホームページ…

岡山河川事務所

検索

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町 2-4-36

TEL 086-223-5101 (代表)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

